

茅ヶ崎市訓令第4号

庁中一般
出先機関全般

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年11月18日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成28年茅ヶ崎市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表市民部市民課の項を次のように改める。

市民部 市民課	出張所に勤務する職員以外の職員（課長を除く。）	午前8時15分から午後5時まで	1時間とし、業務の実情に応じて所属長の指定する時限	日曜日及び土曜日
		午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、業務の実情に応じて所属長の指定する時限	
	辻堂駅前出張所に勤務する職員	午前7時45分から午後4時30分まで	1時間とし、業務の実情に応じて所属長の指定する時限	日曜日及び土曜日
		午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、業務の実情に応じて所属長の指定する時限	
	香川駅前出張所及びハマミーナ出張所に勤務する職員	午前8時から午後4時45分まで	1時間とし、業務の実情に応じて所属長の指定する時限	日曜日及び土曜日
		午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、業務の実情に応じて所属長の指定する時限	

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。